

東京都高台まちづくり推進事業補助金交付要綱

7 都市整企第 500 号

令和 8 年 3 月 26 日

(通則)

第 1 条 東京都高台まちづくり推進事業補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(目的)

第 2 条 この要綱は、東京都高台まちづくり推進事業制度要綱（以下「制度要綱」という。）に基づき、制度要綱第 2 条第 1 号に定める東京都高台まちづくり推進事業（以下「本事業」という。）を実施する区に対し、東京都知事（以下「知事」という。）が事業に要する経費を補助するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は、制度要綱の例による。

(補助対象事業)

第 4 条 補助対象事業は、東京都高台まちづくり推進事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 施行地区内で、本事業に要する費用に対する都の補助（以下「都の補助」という。）の実施期間内に完了すること。
- (2) 施行地区内で、高台まちづくりに関する計画を策定すること又は計画策定に伴う調査・分析を行うこと。なお、都の補助を活用し策定された計画及び調査・分析結果の改定や更新に係る費用は、都の補助の対象外とする。

(補助対象事業費)

第 5 条 補助金の対象となる費用（以下「補助対象事業費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 高台まちづくりに関する計画等の作成（区全域及び個別地区）
 - ア 調査・分析費
 - イ 計画作成費
- (2) 計画等作成に付随するコーディネート費用（区全域及び個別地区）
 - ア 事業関係者との協議調整

(補助対象者)

第6条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、荒川、江戸川又は多摩川に接する8区(墨田区、江東区、北区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区及び大田区)とする。

(補助金額、補助率等)

第7条 補助金額は、補助対象事業費に2分の1を乗じた額とし、予算の範囲内とする。

2 前項に定める補助金額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第8条 この要綱に基づく補助を受けようとする補助対象者は、東京都高台まちづくり推進事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に別記様式1を添付し、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の申請書の内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、東京都高台まちづくり推進事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により補助対象者に通知するものとする。また、当該決定に当たって補助の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(申請の撤回)

第9条 補助対象者は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、補助金交付決定通知書受領後14日以内に東京都高台まちづくり推進事業補助金交付申請撤回申出書(別記様式第3号)により、補助金交付申請の撤回をすることができる。

(交付決定の変更及び中止並びに補助対象事業の進捗状況報告)

第10条 補助対象者は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、速やかに東京都高台まちづくり推進事業補助金交付決定変更申請書(別記様式第4号)に別記様式1を添付し、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の内容を審査し、変更を相当と認めるときは、交付決定を変更し、東京都高台まちづくり推進事業補助金交付決定変更通知書(別記様式第5号)により補助対象者に通知し、相当と認めないときは、交付決定を変更しないことを決定し、東京都高台まちづくり推進事業補助金交付決定変更非承認通知書(別記様式第6号)により補助対象者に通知する。

3 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた後、特別な理由が生じたために補助対象事業

を中止する必要があるときは、東京都高台まちづくり推進事業の中止申請書（別記様式第7号）を知事に提出するものとする。

- 4 知事は、前項の申請を受けたときは、補助対象事業の中止を審査し、東京都高台まちづくり中止の承認・非承認通知書（別記様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。
- 5 知事は必要と認める場合には、補助対象者に対し、随時補助対象事業の状況の報告を求めることができる。
- 6 補助対象者は、前項の規定により事業の進捗状況の報告を求められたときは、東京都高台まちづくり推進事業進捗状況報告書（別記様式第9号）により報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、東京都高台まちづくり推進事業完了実績報告書（別記様式第10号）に別記様式1を添付し、知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、第11条の規定により実績報告を受けたときは、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東京都高台まちづくり推進事業補助金額確定通知書（別記様式第11号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 知事は、補助対象者から第12条により確定した補助金について、請求書（別記様式第12号）による請求があったときは、請求のあった日から30日以内に交付するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第14条 知事は、補助対象者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）この補助金の交付の決定後、天災地変その他の事情変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- （2）偽りその他の不正手段により、この補助金の交付を受けたとき。
- （3）補助対象事業を中止したとき。
- （4）この補助金を他の用途に使用したとき。
- （5）補助対象事業を予定期間内に着手しないとき又は完了しないとき。

- (6) 補助対象事業費の精算額が補助金交付の決定をした補助対象事業費に達しないとき。
 - (7) この補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。
 - (8) 事業内容、事業費、事情の変更等により補助対象額が減額となったとき。
 - (9) 申請の撤回の申出があったとき。
- 2 知事は、補助金の交付の決定を取り消したときは、東京都高台まちづくり推進事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第 13 号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第 15 条 知事は、第 14 条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

- 第 16 条 第 14 条の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に掲げる各項の規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 14 条第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 7 号に該当しない場合の違約加算金については、この限りでない。
- 1 違約加算金（100 円未満の場合を除く。）は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95%割合で計算する。
 - 2 延滞金（100 円未満の場合を除く。）は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95%割合で計算する。
 - 3 本条の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助対象者の返還した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その返還金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。
 - 4 本条の規定により延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額はその納付金額を控除した額によるものとする。

（補助金の経理）

- 第 17 条 補助対象者は、都の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助金の最後の交付日に属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(監督等)

第 18 条 知事は、補助対象者に対し、施行する補助対象事業について、東京都高台まちづくり推進事業補助金の適正な執行を図る観点から監督上必要があると認めるときは、その違反を是正するために必要な限度において、必要な措置を構ずることを命ずることができる。

(申請書類の著作権処理)

第 19 条 この要綱の定めに基づき補助対象者が提出する書類において、図面や写真等の著作物の利用、記載等をする場合、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条に定める複製権、同法第 22 条の 2 に定める上映権、同法第 23 条第 1 項に定める公衆送信権、同法第 23 条第 2 項に定める公の伝達権等の権利について、補助対象者は、著作物の著作権者から同法第 63 条に定める都が利用することに関しての許諾を事前に得なければならない。

附 則（令和 8 年 3 月 26 日付 7 都市整企第 500 号）

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。